

袋井市個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】総務課 行政係

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿	
行政機関等の名称	袋井市選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部総務課行政係	
個人情報ファイルの利用目的	選挙人の管理や閲覧に供するために使用	
記録項目	1 世帯主、2 氏名ふりがな、3 生年月日、4 住所、5 備考（転出表示、登録事由）	
記録範囲	袋井市において選挙人名簿に登録資格がある方	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 袋井市選挙管理委員会（総務部総務課）	
	(所在地) 〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	公職選挙法第29条第2項	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年3月31日